

府営住宅資産を活用したまちづくり研究会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 人口や世帯が減少して行く時代にあっては、住宅セーフティネット機能をしっかり確保した上で、地域課題解決や地域力の向上につながるよう、府営住宅ストック・資産を地域のまちづくりに活用していくことが重要となる。その活用にあたっては、福祉施策と連携した住民サービスの提供の観点からも、地域経営の主体である市町と府が共にまちづくりを進める必要があり、このまちづくりの研究のため、府と市町の代表で、府営住宅資産を活用したまちづくり研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 府営住宅資産を活用したまちづくりについて
- (2) 府営住宅の市町移管に関する課題について
- (3) その他、上記に関する事項

（組織）

第3条 研究会は、府及び市町の職員で構成し、別紙委員名簿の通りとする。

- 2 研究会に座長1名を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は研究会の会務を総理し、会議の議事進行を行う。
- 4 座長に事故があるときは、委員の互選により、その代理するものを選任する。
- 5 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第4条 研究会の庶務は、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課において行う。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月 日から施行する。

(別紙) 府営住宅資産を活用したまちづくり研究会 委員名簿

団体名	部署名	職名	氏名
摂津市	都市整備部	部長	小山 和重
摂津市	都市整備部	次長	吉田 和生
摂津市	総務部	参事	山口 繁
島本町	都市環境部	部長	谷川 清
堺市	建築都市局	理事	西居 勝行
堺市	建築都市局 住宅部	部長	河村 寛之
堺市	市長公室 企画部	部長	吉田 功
門真市	都市建設部	部長	市岡 弘次
門真市	総合政策部	部長	稲毛 雅夫
四條畷市	行政経営室	理事 兼 行政経営室長	開 康成
大阪府	政策企画部 企画室	参事	前田 栄治
大阪府	福祉部 福祉総務課	総括補佐	土屋 俊平
大阪府	住宅まちづくり部 居住企画課	参事	鶴田 和幸
大阪府	住宅まちづくり部 住宅経営室	室長	山下 久佳
大阪府	住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課	参事	鎌倉 功

計15名

(敬称略)